

# 地方公共団体が抱える第三セクター等の経営診断について

技術戦略室 長谷川 宗昭 他

## ○キーワード

第三セクター、公営企業、経営診断、健全化法、地域活性化

## ○概要

総務省の財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）が施行され、将来負担比率等の指標を用いて地方公共団体の財政状況を評価することとなった。

持続的に財政を健全に運営していくためには、この指標などで公社・第三セクター等の経営状況を評価し、早期の法人統廃合等も含めた経営のあり方を定め、法人運営の健全化・効率化に向けた取組みをより一層推進する必要がある。

本稿では、平成 18 年度及び平成 19 年度の総務省の「第三セクター等の状況に関する調査結果」に基づき、公社・第三セクター等の経営状況を概観したうえで、今後のニーズを踏まえ第三セクター等の経営診断に関する新たな考え方を提案するものである。この診断方法は、公社・第三セクター等の特異な経営状況を考慮し、公共性・収益性の評価、完全民営化・統廃合等のあり方、経営改善策の立案、継続事業に関しての経営のモニタリング方法からなる。

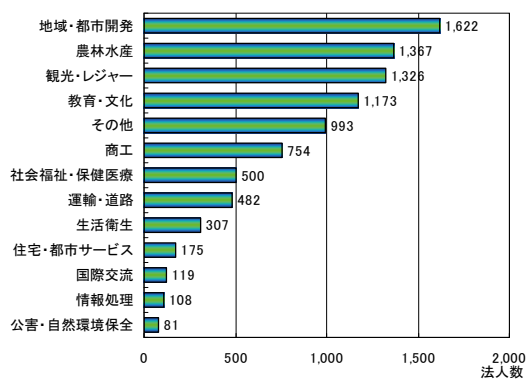
## ○技術ポイント

第三セクター等の経営診断技術は、次のような経営が悪化した公的な関与が必要とされる事業体に対して適用できる。

- ① インフラストラクチャーに関する財団、社団、公社等の法人企業
- ② 民間の休憩施設や道の駅などの公的な資金が活用された法人企業
- ③ バスやタクシーなどの交通機関などを運営する法人企業
- ④ 地方公共団体の実施する事業

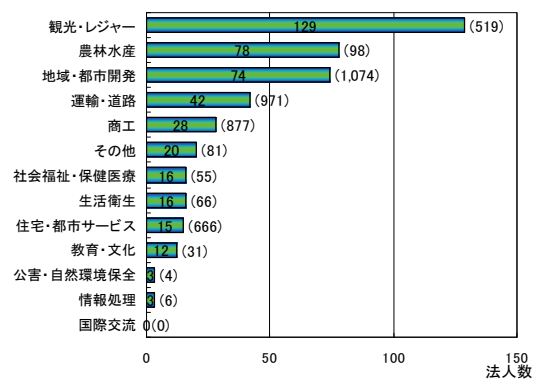
なお、対象とする事業体の公的な関与度合いに応じて、経営診断方法や経営のあり方も変化する。したがって、実際の適用に際しては既往資料から、対象とする事業体の経営目標や方針などに応じた経営状況について、地方公共団体の担当者の方に事前にヒアリングなどの聞き取り調査を行った上で、診断計画を立てることが望ましい。

## ○図・表・写真等



業務分野別の業務分野別の法人数（平成 19 年度時点）

第三セクターの歴史は古く、昭和 61 年 5 月の民活法（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備促進）施行による税務・金融面等の様々な優遇措置が講じられ、その翌年にリゾート法（総合保養地域整備法）施行により、日帰り温泉施設やリゾート型第三セクター等の法人が急速に増えはじめた。平成 4 年には、年間に 444 法人もの新規の法人が設立され、現在では、9,007 法人（平成 19 年度末時点）にも達している。



第三セクター等の負債が資産を上回っている法人数と負債から資産額を差引いた額（資本額：億円）

第三セクター等の法人のうち、負債が資産額を上回っている法人の業務分野別の内訳を見てみると、観光・レジャーが 129 法人と最も多く、次いで、農林水産の 78 法人、地域・都市開発 74 法人と続く。比較的に、建築物、構築物や土地に関連する事業の多くで、事業開始前の初期投資額が巨額な事業費となること、負債の返済などにより収支を圧迫し、結果的には負債額を拡大させざるを得ない結果となっているようにも推測される。